

四国地区所在の発注機関向け  
入札談合等関与行為防止法等研修会（オンライン方式）の開催について

令和 5 年 6 月 1 3 日  
公正取引委員会事務総局  
近畿中国四国事務所四国支所

公正取引委員会は、入札談合の防止を徹底するためには発注機関側の取組が極めて重要であるとの認識の下、これまで、発注機関向け研修会を開催するとともに、発注機関が実施する職員向け研修会に講師を派遣して入札談合等関与行為防止法及び独占禁止法に関する説明等を行ってきています。

このたび、四国支所は、この取組の一環として、下記のとおり、四国地区所在の発注機関向け研修会を開催することとしました。

なお、今回の研修会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンライン方式により実施します。

記

- 1 日 時 令和5年6月20日（火）14：00～15：30
- 2 対象者 四国地区所在の発注機関の職員
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所 職員
- 4 内 容 入札談合の防止に向けて（入札談合等関与行為防止法及び独占禁止法）
- 5 方 法 オンライン方式（四国支所執務室内会議室から配信）

※ 本研修会は、報道機関によるカメラ撮影及び傍聴取材が可能です。当日の取材を御希望の報道機関におかれましては、前日までに、以下の問い合わせ先まで御連絡ください。

|        |                                                                                                               |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 問い合わせ先 | 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所                                                                                      |
|        | 担当：総務課経済係 電話 087-811-1750（代表）                                                                                 |
| ホームページ | <a href="https://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/">https://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/</a> |